

# 横浜家庭裁判所委員会議事概要

## 第1 日時

平成24年7月10日（木）午後1時30分～午後3時30分

## 第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

## 第3 出席者

（委員）五十音順、敬称略

延命政之、小野明男、加藤修司、亀井觀一郎、酒井徹、水地啓子、瀬古宜春、高橋隆男、寺島隆之、中田和之、成田喜達、松野勉、三村圭美、森高重久

（事務担当者）

山崎朋亮、望月猛、境敏博、中橋章、丹羽有紀

（オブザーバー）

長谷明子（少年次席家裁調査官）、七尾聰（家事次席書記官）

## 第4 テーマ

1. 少年事件における教育的措置及び試験観察の実情について

（前回テーマの追加的意見伺い）

2. 成年後見制度について

## 第5 議事

1 新任委員（酒井徹委員、瀬古宜春委員）の紹介

2 前回テーマの追加説明として、裁判所の担当者から別紙1のとおり報告した。

3 テーマ1に関する委員の意見

○ 横浜弁護士会の活動として、非行を犯した少年の親が作る団体に依頼して、司法修習生に話をさせていただいているが、家庭裁判所でもこ

のような方達に話をしてもらうのはいかがか。また、元非行少年達が作るグループが、少年院等で講演をしていると聞くので、在宅試験観察中の少年が話を聞く機会があってもいいのではないか。補導委託先の関係では、社会奉仕活動の一環としてプロサッカーチームの下部組織の練習に参加させてもらって活動を行うなどのことも検討していただきたい。

4. テーマ2について、裁判所委員から別紙2のとおり成年後見制度の概要説明を行った。
5. DVDビデオ「後見人になったら～後見人の仕事と責任～」の上映
6. 意見交換（以下、○委員、●裁判所委員）
  - 末期のアルツハイマー型認知症患者は、食事を摂れなくなるため、胃ろうを造る、あるいは鼻腔からチューブを入れる等の判断が必要になる。後見人にその判断を依頼したところ、金錢的なもの以外は後見の対象ではないとして断られたことがある。結果としては、後見人と相談して、本人の苦痛を考え処置を行ったが、家族がおらず、他人が後見人になっているような場合、金錢的な後見だけでなく、医療に関しても判断できるようなものを考えていただけないか。
  - 視聴したDVDは、ごく一般的なケースと思われるが、例えば、後見人が親族ではないケースや、また、親族であっても別居している親族のケースについてもDVDを作成していただけるといいのではないか。
  - 不正行為に対してかなり厳しい表現があったが、これから後見になろうとする人が萎縮してしまうのではないか。
  - 親族後見において、かなりの比率で不正行為が生じていることから、このような表現になっていると思われることを御理解いただきたい。

- グループホームに入居している認知症の方の親族のうち、かなりの数の方が成年後見の申立てをしておらず、施設との契約を親族が行っているという現状に危ぐを感じている。どのような場合に成年後見の申立てをすべきか、裁判所の側がもっとアピールをする必要があるのではないか。
  - これからさらに需要が増えると思われるが、裁判所の態勢はどうか。
  - 現在、東京については、後見センターとして専門部門ができているが、横浜には専門部はない。書記官、家裁調査官は後見専門の係だが、裁判官は、審判や調停、支部の場合は、さらに、民事、刑事及び少年事件と掛け持ちで執務を行っているのが現状である。
- 7 「市民後見人制度」について、別紙3のとおり弁護士委員から説明があった。
- 8 成年後見制度全般について、次のとおり意見交換があった。
- 推定相続人との関係が悪化しており、申立人が推定相続人に申立てを知らせたくない場合でも、知らせる必要があるのか。
  - 推定相続人の同意書の提出は必須ではないので、同意書がない場合でも申立ては受理する。ただ、後見事件は遺産相続の前しょう戦となっている場合も多く、申立てをしたことが後から推定相続人に知れて、紛争となることがある。そのため、同意までは取れなくても基本的には知らせることだけはしておいていただきたい。ただ、知らせることで何らかの弊害が生じる場合には、それを家庭裁判所に教えていただければ知らせるべきかどうか検討する。
  - 申立時に後見人候補者がいない場合でも、受理していただけないか。
  - 後見人候補者がいない場合でも受理した上で、候補者については裁判所で関係機関と調整することも可能である。
  - 今のお話については、裁判所から弁護士会に依頼していただければ、速

やかに対応することになっているので、利用していただきたい。

- 親族後見人の中には、役割を十分に理解できないまま後見業務を行っている方もいることから、社会福祉協議会では後見人の講習会を開催しているが、今後も家庭裁判所からの講師派遣等について協力をお願いしたい。
- 要請があれば、可能な範囲で協力させていただく。
- 家事手続案内の積極的なPRをお願いしたい。
- 裁判所でもパンフレットを準備したり、庁内で成年後見に関するDVDを常時流したりしているので、活用をお願いしたい。
- 一般の人は、親族間の紛争により本人の診断書が取れなかったり、本人の財産目録を作るのが難しかったりなどの理由で、申立ての際、敷居が高く感じている。申立手続を簡略化してほしい。
- 申立ての際、法テラスなど社会全体でサポートしていく必要がある。ただ、委員の問題意識は、家庭裁判所としても持っている。
- 市民後見人については、今後、増加することが予想されるが、その場合に家庭裁判所の本庁及び支部だけでは対応しきれないのではないか。立法論になるが、簡易裁判所に家庭裁判所の出張所を作ることはできないか。

#### 第6 次回テーマについて

裁判所における面会交流

#### 第7 次回期日について

平成24年11月28日（水）午後1時30分より

当庁本館5階大会議室

## 別紙1

### 1 前回家裁委員会後の取組の報告

前回の家裁委員会において、委員の方から、少年が社会奉仕活動に参加する際、少年の特徴を踏まえて、活動の狙いなどを施設に説明することによって当該少年に体験させるメニューを具体的に検討できるのではないか、という御意見をいただきました。

これまでも、少年を受け入れて下さる施設には、家裁側担当者から個別に特徴などをお伝えしてきたところですが、御指摘をいただいた点につきまして、より一層少年の個別性を意識して担当者間の連絡を密接に行うように指導いたしました。奉仕活動の参加を受け入れて下さる施設は複数ありますので、連絡担当者を定め、各施設の方と情報交換を密にし、施設の特徴を知り、どんな活動をさせることができるのか、またどんな効果を狙ってその活動に参加させるのか、といった目的を今まで以上に明確にするようにしております。

### 2 新たな教育的措置のプログラムについて

前回の家裁委員会後、新たに教育的措置のプログラムを試行いたしましたので報告します。

近年、横浜家裁では、鉄道の不正乗車の事案が増加しております。手口としては、自動改札で子ども切符を用いて電車に乗ろうとする少年が非常に多く、これは、駅構内への無断立入りを禁止した軽犯罪法違反の事件として送致されることがほとんどです。また、中には無賃乗車を行ったとして鉄道営業法違反の事件として送致される少年もございます。

こういった犯罪で送致される少年のほとんどは、非行性はそれほど高くなく、学生であったり、社会人であったり、通常の社会生活を送っているが小遣い錢惜しさに不正乗車を行ってしまった、というケースがほとんどです。中には、不正乗車が常習となっている、という少年も少なくありません。

こういった非行の入り口に立っている少年に、規範意識や公共心について考

えさせたい、という目的から、鉄道の不正乗車や駅構内での迷惑行為を行った少年とその保護者を対象として、JR東日本の担当者を講師として招へいし、「鉄道における不正乗車を考えるセミナー」を試行的に開催いたしました。

このセミナーの狙いは、主として3点あります。1点目は、なぜ自分たちの行為が事件として家裁に送致されたのか理解させること、2点目は、鉄道に正しく乗車しない場合、社会にどんな迷惑を掛けることになるのか理解させること、3点目は、社会のルールを守ることの大切さを理解させる、といったことです。

講師のJR東日本の担当者によれば、鉄道会社としても増加する不正乗車への対応に苦慮しているということで、今回企画したセミナーで何を子どもたちに伝えるか、家裁とも何回か打合せを行い、熱心に取り組んでいただきました。こういった取組は、JRでも全国初のことでした。

鉄道の専門家から、運賃収入が、利用者の安全確保や快適な鉄道環境の整備に直結しているとの説明を聞くのはインパクトがあり、参加した少年や保護者からは、自身の行為が犯罪であるとの認識を深めた、公共のルールを守ることの大切さを理解した、との感想が出ていました。

今後は、セミナーの内容を更に検討し、より一層充実したプログラムにしたいと考えております。

## 別紙2

### 1 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

### 2 後見制度の3種類（法定後見）

※ 成年後見制度については、本人の能力の程度によって次の三つの種類が用意されています。

#### (1) 後見

判断の能力（以下「判断能力」）が全くない方を対象として、後見人に財産管理についての全般的な代理権、取消し権を与えることになります。

#### (2) 保佐

判断能力について著しく不十分な方を対象として、保佐人に特定の事項（借金、訴訟行為、相続の承認、放棄、新築、増改築などの事項）について、同意権及び取消し権を与えるものであります。

なお、付加的な申立てにより上記の事項以外の事項についても同意の対象としたり、上記の事項も含めた特定の事項について、代理権を与えることがあります。

#### (3) 補助

判断能力が不十分な方を対象として、補助人に特定の事項（(2)参照）の一部について、申立てに基づいて同意権及び取消し権を与えたり、さらに特定の事項について、代理権を与えることがあります。

※ 判断能力が不十分になる前にあらかじめ、誰に支援をしてもらうか等を契約により決めておく「任意後見制度」というものもあります。

### 3 申立手続について

#### (1) 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して、申立書を提出して申立てを行うことになります。

各地の裁判所において、申立てに必要な書類や書き方などをセットにして配布するなどの便宜をはかっています。

#### (2) 主な申立人（申立てができる人）

① 本人

② 配偶者

③ 四親等内の親族

（すでに、保佐、補助等の決定を受けている場合には保佐人や補助人等も含まれます。）

④ 市町村長等

### (3) 必要書類等

① 申立書・申立人に記載していただきます。

② 診断書（成年後見用）

成年後見制度の判断に資するように記入項目について各府等で工夫されているもの（上記のセットに入れてあるほか、裁判所のWEBサイト等でも入手可能）です。

③ 必要な費用等

800円分の収入印紙（手数料）、郵便切手（各府において異なりますが、2000円前後）

④ 登記手数料2600円（後見等を認める判断が出た後の登記手続に使用します。収入印紙でお預かりします。）

⑤ 本人の戸籍謄本、本人の住民票、後見人候補者の住民票

⑥ 本人の成年後見登記等に関する証明書（登記されていないことの証明）

⑦ 本人の財産に関する資料（目録、登記事項証明、預貯金等の残高が分かる書類など）

## 4 審理手続等

- (1) 申立て後、家庭裁判所調査官による調査（申立人、後見人候補者、本人等から事情を聞く等）や、親族等に照会をしたり、必要に応じて裁判官自身が事情を聞く、審問という手続を行います。
- (2) それぞれの状況に該当すると判断した場合に、後見等の開始という審判を行い、併せて最も適切と思われる成年後見人等の選任を行います。
- (3) 成年後見登記に関する嘱託を行います（東京法務局に登記される。）。

## 5 成年後見人の仕事

- (1) 本人の財産管理や契約などの法律行為を適切に行うこと。

※ 本人の身上監護（身の回りの世話）等は、本来的な後見人等の役割ではありません。

① 財産目録の作成

② 本人の財産管理等（入院計画等も含む。）について、計画を立て金銭的な面での収支の見込み等を策定します。

③ 本人に代わって必要な法律行為を行います（又は同意します。）。

④ 一定期間ごとに後見人等としてどのような業務を行ったかを報告します。

- (2) 任期は定められていませんので、本人の判断能力が回復して、後見人等を必要としなくなるか、死亡等により後見人等を必要としなくなるまでということになります。

※ 途中で、辞任、解任ということで後見人等の地位を離れることがあります。

## 6 後見人等の資格について

後見人等になるために、特別な資格を要求されてはいません。実際にも、申立人自身や本人の親族などがなることがあります。

一方、親族間において本人の財産を巡って争いがある場合などには、弁護士等の専門職の後見人を選任したりしています。

なお、現在、各市区町村等において身寄りのない認知症高齢者などについて、市区町村長が申立人となって申請する場合に対応できるように、一定の研修を受けた市民後見人の活用についても検討されているようです。

## 7 後見制度での信託の利用について

後見制度支援信託とは、後見制度を利用して本人の財産管理のために信託の制度を利用し、財産管理の面で本人及び後見人をバックアップするための仕組みです。その目的とするところは、後見人において管理する財産の一部（日常の生活に必要とする一定額を超える財産）について、信託銀行に管理されることにより、後見人による自由な財産処分を抑制することで不正行為等を防止することができると考えられるところです。

## 市民後見人制度の概要

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室の資料に基づいて

弁護士 延命政之

### 「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者の推計

- 「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人数については、平成22(2010)年では208万人、平成37(2025)年では323万人と推計されており、約1.6倍に増加することが見込まれている。

(単位:万人)

将来推計(年)	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
日常生活 自立度 Ⅱ以上	208	250	289	323	353	376	385	378
	7.2	7.6	8.4	9.3	10.2	10.7	10.6	10.4

※1 日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疇離の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

※2 下段は65歳以上の人口比(%)

(平成15年6月 高齢者介護研究会報告書より)

## 高齢者の世帯形態の将来推計

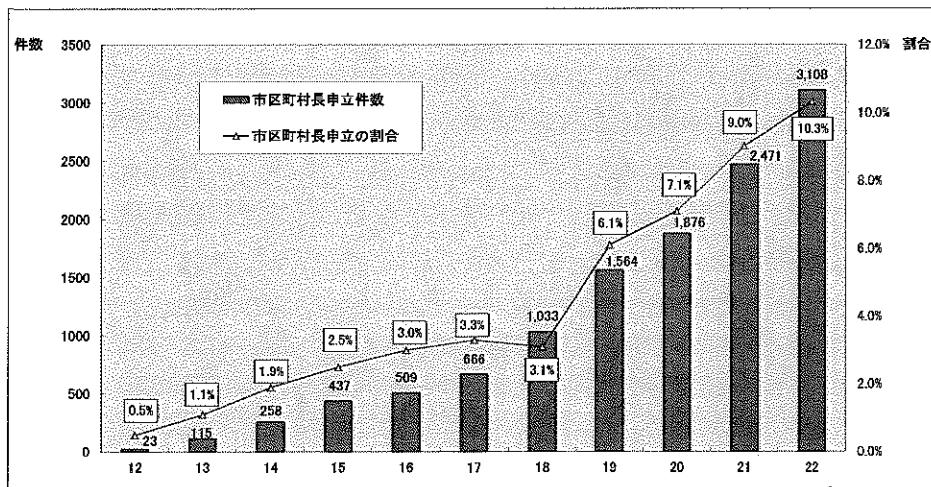
(万世帯)

区分	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
一般世帯	4,906	5,029	5,060	5,044	4,984
世帯主が65歳以上	1,355	1,568	1,803	1,899	1,901
	単独 (比率) 387 (28.6%)	466 (29.7%)	562 (31.2%)	631 (33.2%)	673 (35.4%)
	夫婦のみ (比率) 465 (34.3%)	534 (34.1%)	599 (33.2%)	614 (32.3%)	594 (31.2%)
	単独・夫婦計 (比率) 852 (62.9%)	1,000 (63.8%)	1,161 (64.4%)	1,245 (65.6%)	1,267 (66.6%)

(注)比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

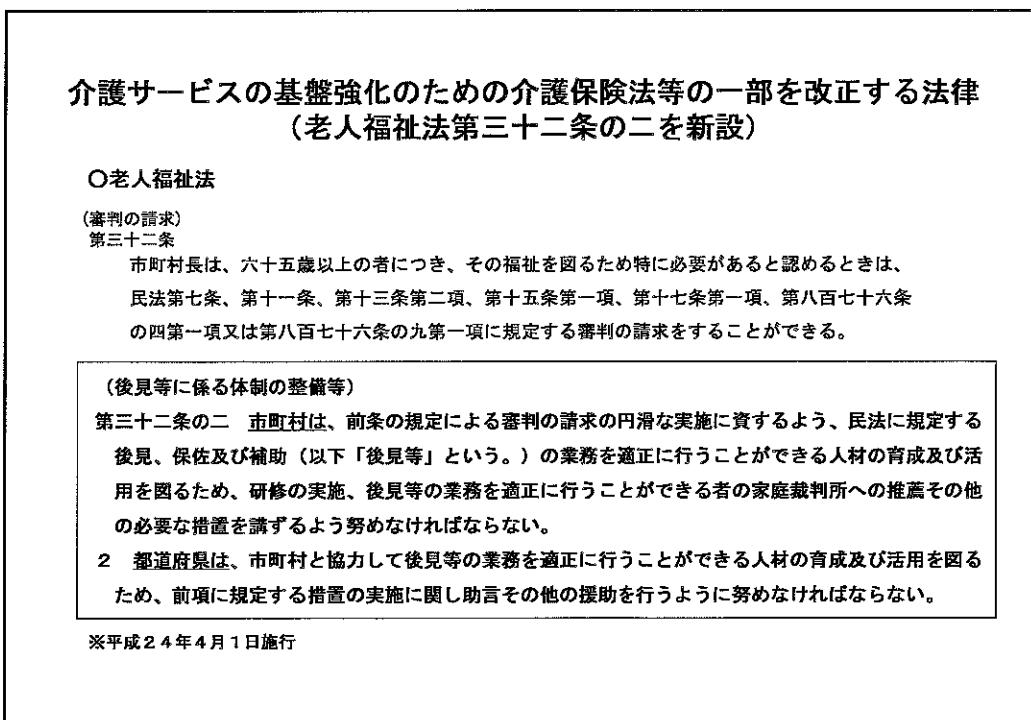
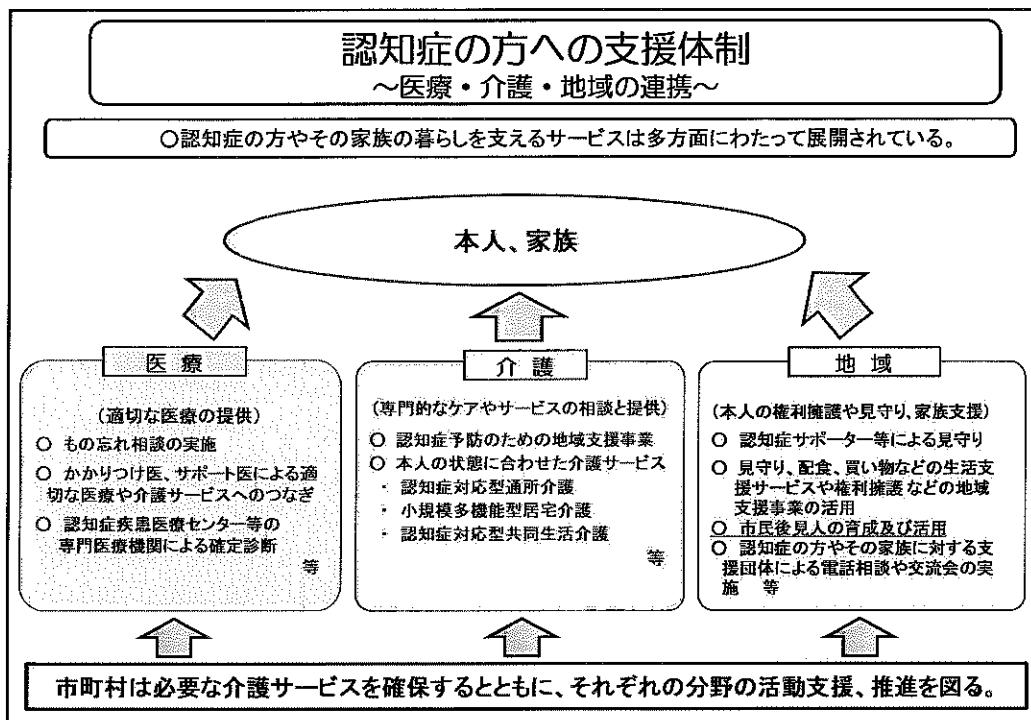
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計－平成20年3月推計－」

## 市区町村長申し立て件数の推移

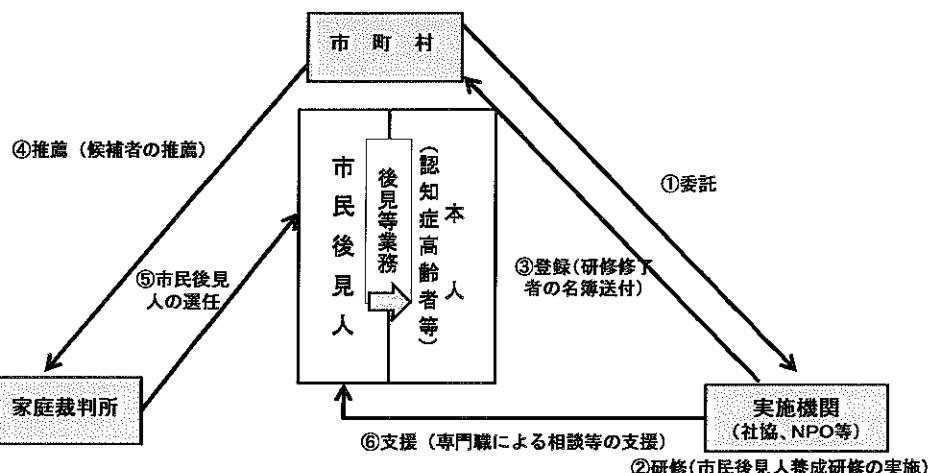


出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

注 平成12年～平成19年までは、4月～3月の数値。平成20年からは、1月～12月の数値。



## 市民後見人を活用した取組のイメージ



## 市民後見人の育成及び活用の取組みについて

市区町村が主体となり、家庭裁判所及び弁護士会等の専門職団体と十分協議を行うなど連携を図り、地域の実情に応じた取組みを実施する。また、都道府県が市町村の取組みを支援することも必要

### 1. 研修の実施

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市区町村が策定し、実施する。(フォローアップ研修も必要)  
社協やNPO等への委託も可能であるが、あくまでも主体は市町村  
なお、国が標準的な研修カリキュラムを平成23年度末に示す予定

養成研修の実施だけでなく、活用のため以下の取組みが重要であり、その体制整備が必要

### 2. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

推薦する候補者は、委員会等(市区町村職員及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職などで構成)を設置し、十分に検討を行ったうえで適任者を決定するなど、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦する。  
※推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に実施機関からの支援を受けることが前提

### 3. その他必要な措置

#### (1)市民後見人養成研修修了者の登録

養成研修修了者に対して面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿に登録する。(登録の適否を検討する選考委員会等の設置なども検討)

#### (2)市民後見人の支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職などによる支援体制を整備し、市民後見人が適正・円滑に業務を実施できるように支援することが重要

## 市民後見推進事業実施要綱

(平成23年度から実施)

### 1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっておりその需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心とした業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

### 2 実施主体

（1）本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

### 3 事業内容

#### （1）市民後見人養成のための研修の実施

##### ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

##### イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（市民後見養成研修の内容（例））

・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解

・地域の福祉施設等の社会資源の理解

・財産目録の作成 等

#### （2）市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

##### ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

##### イ 市民後見推進のための検討会等の実施

#### （3）市民後見人の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

#### （4）その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

**平成23年度市民後見推進事業実施市区町  
(37市区町(26都道府県)実施)**

釧路市（北海道）	余市町（北海道）	南富良野町（北海道）
本別町（北海道）	八戸市（青森県）	横手市（秋田県）
湯沢市（秋田県）	福島市（福島県）	本宮町（福島県）
玉村町（群馬県）	飯能市（埼玉県）	松戸市（千葉県）
墨田区（東京都）	横浜市（神奈川県）	小矢部市（富山県）
加賀市（石川県）	あわら市（福井県）	北杜市（山梨県）
沼津市（静岡県）	富士市（静岡県）	豊川市（愛知県）
高浜市（愛知県）	大津市（滋賀県）	大阪市（大阪府）
岸和田市（大阪府）	神戸市（兵庫県）	西宮市（兵庫県）
米子市（鳥取県）	松江市（島根県）	浜田市（島根県）
笠岡市（岡山県）	坂出市（香川県）	松山市（愛媛県）
筑紫野市（福岡県）	山鹿市（熊本県）	水俣市（熊本県）
薩摩川内市（鹿児島県）		

厚生労働省ホームページ「市民後見関連情報」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>

**高齢者権利擁護等推進事業実施要綱（抜粋）**

○都道府県市民後見人養成事業（平成23年度創設）

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成を行うための事業を実施する。

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する都道府県内の住民

イ 研修内容等

都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（市民後見養成研修の内容（例））

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成 等

ウ その他

都道府県は、管内市町村の市民後見の取組を支援する方策を検討するなど、市町村における取組が円滑に実施されるよう、「都道府県認知症施策推進事業」も活用すること。

※平成23年度 事業実施自治体：3府県（大阪府、和歌山県、福岡県）

